

COUNTER : Counting Online Usage of Networked Electronic Resources

COUNTER 実務指針(Code of Practice)

リリース 1 : 2002 年 12 月

国立大学図書館協議会 電子ジャーナル・タスクフォース 電子ジャーナル利用統計データ検討グループ仮訳 (2003 年 3 月)*

抄録

COUNTER は、ベンダーが作成するデータを利用して、信頼性、一貫性および互換性のある方法で、オンライン情報製品とサービスを計測可能にする、単一の、かつ国際的で拡張性のある実務指針 (Code of Practice) を提供するために発達してきた。COUNTER 実務指針は、計測すべきデータ要素、これらのデータ要素の定義、利用レポートの内容、フォーマット、送付の頻度と方法、直接の利用と仲介業者経由の利用による利用レポートを結合するための規約について規定する。実務指針はまた、ベンダーによるデータ処理のためのガイドラインと検査のための規約を提供する。図書館員からの要求を受けて、COUNTER 実務指針のリリース 1 は、ほとんどの図書館で資料費の最大部分を占める製品である、雑誌とデータベースに焦点を絞っている。実務指針の将来のリリースによって COUNTER の範囲が他のコンテンツタイプに拡張されるだけでなく、それぞれのコンテンツタイプに対するレポートのレベルをより詳細にする方向にも拡張される。

著作権 : COUNTER プロジェクト

すべての権利は、国際著作権条約の下で保護される。COUNTER から事前に文書での許諾を得ないで、この出版物をいかなる手段によっても複製ないしは転送できるのは非営利目的に限られる。営利上の複製あるいは配布に関するすべての質問は、プロジェクト管理者の Peter T Shepherd 博士に送付しなければならない。(pshepherd@projectCounter.org)

*翻訳については電子ジャーナル勉強会のメンバーである増田元氏 (東京大学農学生命科学研究科・農学部助手) の協力を得た。

COUNTER 実務指針(Code of Practice)

リリース 1 (2002 年 12 月)

目次

- 1 . 序文
- 2 . 一般情報
- 3 . 用語定義
- 4 . 利用レポート
- 5 . データ処理
- 6 . 検査
- 7 . 遵守
- 8 . 他の規格 , 規約および実務指針への参照
- 9 . COUNTER の管理方式
- 10 . COUNTER 実務指針の維持管理と開発

付録

注 : 3 章から 5 章には、COUNTER 実務指針の実装に必要な中心となる情報が含まれている。

1 . 序文

COUNTER (Counting Online Usage of Networked Electronic Resources) は 2002 年の 3 月に正式に発足した。COUNTER 実務指針のリリース 1 は、2002 年の 12 月に公表された。COUNTER は、オンライン利用統計の記録と交換を促進することにより、図書館員、ベンダー、仲介業者を援助する。COUNTER 実務指針は、計測すべきデータ要素、これらのデータ要素の定義、出力レポートの内容とフォーマットについての指針とともに、データ処理と検査のための指針をも提供する。利用統計およびレポートが「カウンター遵守」の指定を受けるためには、ベンダーは実務指針に従った利用統計を提供しなければならない。

COUNTER は図書館員、出版者、仲介業者の国際的なコミュニティとともにそれらの専門団体によって広く支援されている。実務指針は、COUNTER の執行委員会とともに国際諮問委員会の代表となっている、これら全グループの代表者の活発な参加によって開発された (付

録 B を参照)。

以下の団体が COUNTER を支援している。

AAP, Association of American Publishers

ALPSP, The Association of Learned & Professional Society Publishers

ARL, Association of Research Libraries

ASA, Association of Subscription Agents and Intermediaries

BIC/EDItEUR

JISC, Joint Information Systems Committee

NCLIS, National Commission on Libraries and Information Science

NISO, National Information Standards Organization

PA, The Publishers Association

STM, International Association of Scientific, Technical & Medical Publishers

UKSG, United Kingdom Serials Group

COUNTER は、以下に掲げる設立出資者に深く感謝の意を表す。これらの組織の惜しみない資金援助によって本プロジェクトは活動を開始することができた。われわれはこれら組織の先見の明と参加、そして支援に敬意を表す。

AAP/PSA, Association of American Publishers, Professional and Society
Publishing Division

ALPSP, The Association of Learned & Professional Society Publishers

ARL, Association of Research Libraries

ASA, Association of Subscription Agents and Intermediaries

Blackwell Publishing

EBSCO

Elsevier Science

Ingenta

Institute of Physics Publishing

JISC, Joint Information Systems Committee

Lippincott, Williams & Wilkins

Nature Publishing Group

Oxford University Press

PA, The Publishers Association

ProQuest

STM, International Association of Scientific, Technical & Medical Publishers

Taylor & Francis Group

UKSG, United Kingdom Serials Group

2 . 一般情報

2 . 1 目的

COUNTER 実務指針の目的は、ベンダーが作成する一貫性、信頼性および互換性のある利用統計の提供のための、開かれた国際的な標準と規約を確立することにより、オンライン利用統計の記録、交換と解釈を容易にすることにある。

COUNTER は、進行中の多くの重要なイニシアチブ、標準と規約に依拠している。以下の 8 章を参照すること。

2 . 2 範囲

COUNTER 実務指針は、国際的なレベルにおいて、オンライン利用統計の記録と交換のための枠組みを供給する。このため、実務指針は、計測するデータ要素、これらの要素の定義、利用レポートのコンテンツとフォーマット、データ処理の要件、検査のための要件、仲介業者のゲートウェイとアグリゲータが使用されるときに重複計数を排除するためのガイドラインのような領域を扱う。図書館員からの意見に応じて、実務指針のリリース 1 は、他のコンテンツタイプに比べて、計測すべきデータ要素とその定義についてより一般的な合意があるという理由により、雑誌とデータベースに焦点を絞っている。雑誌とデータベースはまた、ほとんどの図書館の資料費の最大の構成要素となっている。コンテンツタイプの範囲の拡大とレポートのレベルの詳細化は、引き続いて出版される実務指針のリリースの更新と拡張に応じて取り扱われる。

2 . 3 適用

COUNTER は、図書館員、ベンダーおよび仲介業者のために企画されている。実務指針に含まれるガイドラインは、図書館員が、よりくわしい情報に基づいた購入決定とより効率的なインフラストラクチャーを計画するため、異なるベンダーから取得した統計の比較を可能にする。COUNTER また、ベンダーと仲介業者に、異なる配布経路による相対的な利用を比較し、オンライン利用のパターンについて一層知見を増やすための、利用者にとって有益なフォーマットによるデータを、ベンダーが生成するために必要とする詳細な仕様を提供

する。カウンターは、またオンライン利用統計にかかわる情報に関心を持つそれ以外の人々のための手引を提供する。

2.4 戦略

COUNTER は、図書館員、出版社、仲介業者の国際コミュニティの要求に応じて進化する、開かれた実務指針である。リリース 1 は、雑誌とデータベースが現在図書館による最も重要なオンライン購読資料であることから、雑誌とデータベースの相対的に簡易で、信頼できる利用統計のセットを提供することに限定する、意識的な決定がなされた。将来のリリースでは、e-book やその他のコンテンツタイプを取り扱うための水平な拡張とともに、より詳細なレベルのレポートを提供するための垂直的な拡張も行われる。2004 年の購読年の当初からリリース 1 の完全実装に向けて努力すべきことが意図されているのでシステムと処理プロセスを改造するために図書館員、ベンダーおよび他の団体は、1 年の猶予を与えられている。実務指針は継続的に検討を加えられ、その範囲と適用に関する積極的な意見が、関心を持つすべての団体に求められる。以下の 10 章を参照すること。

2.5 管理方式

COUNTER は、オックスフォード大学出版局の Richard Gedye が委員長を務める執行委員会によって運営される。COUNTER の日常的な管理は、プロジェクト管理者の Peter Shepherd の責任の下にある (pshepherd@projectcounter.org)。以下の 10 章を参照すること。

2.6 定義

実務指針のリリース 1 では、その中で明示されている利用レポートだけでなく、ベンダーが生成したいと望む他のレポートに対しても適切なデータ要素とその他の用語を定義する。定義リストは、実務指針の範囲が拡張するとともに拡大する。それが適切である場合には、ISO、NISO などの既存の定義を利用するあらゆる努力が行われており、その情報源に言及されている。**次の 3 章を参照すること。**

2.7 バージョン

いかなる時においても、COUNTER 実務指針の有効なバージョンはただ一つだけだが、異なったレベルの遵守も予想される (次の 2.8 章を参照)。実務指針は、定期的に更新され、拡張される。おのこの新しいバージョンは、COUNTER のウェブサイト上で、番号付けされたリリースとして利用可能となる。利用者にその利用可能性が即座に通知される。いかなる暦

年においても、実務指針の新しいリリースが一つだけ存在するよう計画されている。

2.8 検査と COUNTER 遵守

各ベンダーのレポートと処理プロセスが、COUNTER 遵守であることを証明するための検査が、2004 年から要求される。検査プロセスは、単純にしてわかりやすく、ベンダーに過度の負担やコストをかけないように設計される。

ベンダーの利用統計とデータが「COUNTER リリース 1 遵守」である指定を受けるためには、最低限その利用レポートが、4 章の「第 1 レベル」として定められる諸定義を利用して、3 章で「第 2 レベル」として定義される利用統計を配布することが可能でなければならない。しかしながら、ベンダーは、できる限り、3 章と 4 章の第 2 レベル基準に従ってもらいたい。なぜなら、これらの基準は、ベンダーが顧客により有用なデータを配布し、より高度なカウンター遵守レベルを獲得することを可能にするからである。

2.9 他の標準、規約およびコードとの関係

COUNTER 実務指針は、ベンダーによるネットワークパフォーマンス尺度を扱う、既存の多数の産業イニシアチブや標準に依拠している（8 章を参照）。もしそれが適切な場合には、これらの情報源から、データ要素の定義やその他の用語が実務指針の中で使用されており、その場合、以下の 3 章のように識別されている。

2.10 実務指針への意見提示について

COUNTER 執行委員会は実務指針に関する意見を歓迎する。以下の 10 章を参照すること。

意見は、2003 年の 1 月から 12 月まで、12 ヶ月間にわたって受け付けられ、実務指針の引き続き行われるリリースの開発の際に考慮される。

3.用語定義

以下の表 1 は、実務指針で使用する用語を列挙し、第 1 レベルまたは第 2 レベルに区分し、各用語の定義を与え、必要に応じて例を示している。COUNTER 実務指針リリース 1 を遵守していることを示すためにベンダーは表 1 に示されている定義に従わなければならない。表 1 に列挙されている用語は次のようにページビュー、セッション・タイプ、マーケット関連要素に大まかに区分されている。

表1 COUNTER 実務指針で使用される用語の定義

項番	用語	事例、フォーマット	定義
3.1	ページビュー (Page views)		
3.1.1	書誌データ (Bibliographic data)		
3.1.1.1	サービス(Service)	Science Direct , Academic Universe , Wiley Interscience	1 以上のベンダーから提供されるオンライン情報製品のブランド商品のグループで予約購読または使用許諾を受けることができ、コレクション全体またはより小さなレベルで検索できるもの
3.1.1.2	出版者(Publisher)	Wiley , Springer	オンラインおよび印刷体またはそのいずれか一方で情報を作成、収集、実証、蓄積、配布する機能を持つ組織
3.1.1.3	発行者(Imprint)	Pergamon	出版者のブランドまたは部門で、通常は出版物が特定専門領域および特定のフォーマット(データベース、雑誌等)またはそのいずれか一方に当てられているもの
3.1.1.4	逐次刊行物(Serial)		媒体を問わず、番号または年号表示を伴って継続して分冊刊行される出版物でかつ終期を予定していないもの。この定義は、定期刊行物、新聞、年次刊行物(報告書、年鑑等)、学会の雑誌、紀要、会議録、会報および番号付けのあるモノグラフシリーズを含む(NISO)。
3.1.1.5	雑誌(Journal)	Tetrahedron Letters	ブランド化されかつ特定の学問分野における原著論文の継続して成長するコレクションである逐次刊行物
3.1.1.6	号(Issue)		各々が特定の号数を割り当てら

			れることによって結び付けられた雑誌論文のコレクションで、オンラインにより識別可能な単位および製本され、表紙が付けられた出版中の番号付けのあるページの集まりまたはそのいずれか一方
3.1.1.7	ホスト(Host)	Ingenta , HighWire	利用者がダウンロードできるようにアイテムを蓄積している仲介オンラインサービス
3.1.1.8	ゲートウェイ(Gateway)	SWETSwise , OCLC ECO	利用者が要求したアイテムを蓄積していないが、a)これらの要求を利用者がアイテムをダウンロードできるホストまたはベンダーのサイトまたはサービスに参照させるか、または b)ゲートウェイの環境の中でベンダーのサイトまたはサービスから要求し、それらを利用者に送付するか、のいずれかである仲介オンラインサービス
3.1.1.9	ベンダー(Vendor)	Wiley , Oxford University Press	顧客との契約関係にあり、それによって顧客に使用許諾を行った所有コンテンツを提供する出版者または他のオンライン情報プロバイダ
3.1.1.10	アグリゲータ (Aggregator)	ProQuest , Gale , Lexis Nexis	複数の出版者からのコンテンツを蓄積し、コンテンツを直接顧客に送付し、顧客がこのサービスに対して支払を行う、ベンダーの一種
3.1.1.11	データベース(Database)	Social Science Abstracts	電子的に蓄積されたデータまたは単位レコード(ファクト、書誌データ、テキスト)のコレクションで、データの検索と操作のための共通の利用者インターフェー

			スとソフトウェアがあるもの (NISO)
3.1.1.12	プリント版 ISSN(Print ISSN)	自由テキスト形式 (将来は 13 桁まで増加する)	雑誌の出版国の全国 ISSN 管理機関によって雑誌のプリント版に付与される固有の国際逐次刊行物番号
3.1.1.13	オンライン版 ISSN(Online ISSN)	自由テキスト形式 (将来は 13 桁まで増加する)	雑誌の出版国の全国 ISSN 管理機関によって雑誌のオンライン版に付与される固有の国際標準逐次刊行物番号
3.1.1.14	DOI(Digital Object Identifier)		DOI は現在の所在に関わらずデジタルネットワーク上の知的財産 (創作物) の一部分を永続的に識別するための手段である (www.doi.org)
3.1.1.15	巻 (Volume)	英数, 先頭に 0 が付かない	最小限、雑誌の 1 つの号から構成される番号が付いたコレクション。プリント形式では 2 号以上の巻は通常出版者によって合冊製本されていないが、購入している図書館が印刷製品の保存のためしばしばハードカバーの合冊製本を行う。
3.1.1.16	出版年 (Year)		媒体を問わず、最初に出版された論文、アイテム、号または巻の年
3.1.1.17	号の出版年月日 (Issue date)	dd-mm-yyyy; dd=1, 月刊かそれより少ない刊行頻度の場合	出版者が顧客に対して雑誌の号をリリースした年月日
3.1.2	ページタイプ (Page Type)		
3.1.2.1	アイテム (Item)	論文フルテキスト, 目次, 抄録, データベースレコード	出版された著作の識別可能な固有の部分で、それは原著または他の出版された著作の要約並びに評価の形をとる。例えば、同じ論文フルテキストの PDF、Postscript および HTML フォーマ

			ットは独立したアイテムとしてカウントされる
3.1.2.2	論文(Article)		雑誌や他の逐次刊行物に出版されたオリジナルな執筆作品のアイテム。論文はそれ自体で完結しているが、通常、関連する出版著作を引用文献リストの形で引用する
3.1.2.4	目次 (TOC: Table of Contents)		雑誌の号に出版された全論文のリスト
3.1.2.5	抄録(Abstract)		論文の内容の短い要約、その中には結論が常に含まれる。
3.1.2.6	論文ヘッダ情報(Article Header)		論文の一部で次のような情報を含むもの。出版者、雑誌のタイトル、巻、号およびページ付け、著作権情報、著者の名前および所属のリスト、著者の所属機関の住所、論文のタイトルおよび抄録(あれば)、キーワード(あれば)
3.1.2.6.1	論文フルテキスト (Full-text article)		引用文献、図表を含む論文の完全なテキストで、それとともに出版された補足資料に対するリンクが付加されている。
3.1.2.6.1	HTML		ウェブブラウザで閲覧できるように HTML 形式でフォーマットされた論文
3.1.2.6.2	PDF		アドビ社のアクロバット・リーダーにより閲覧できるようにポータブルドキュメント形式でフォーマットされた論文。プリント版の論文のページ形式をそのままオンラインで再現することを意図している。
3.1.2.6.3	Postscript		プリンタに忠実に出力するために Postscript でフォーマットされた論文

3.1.2.6.4	引用文献(References)		論文で引用された著作のリストで、各著作の識別と検索ができるように十分な詳細情報を提供する
3.1.2.7	データベースレコード (Database record)		標準フォーマットにおける個別レコードでその形式のコレクションはコンピュータにより処理可能でデータベースを構成する
3.1.2.8	検索(Search)		特定の知的質問で、典型はサーバに対するオンラインサービスの検索フォームと一致する
3.1.2.9	要求アイテム数 (Item Requests)		利用者が要求したアイテム数。利用者要求には、アイテムの閲覧、ダウンロード、電子メール転送および印刷を含み、これらの行動はブラウザというよりもむしろサーバによって記録・管理される。アクセス拒否件数もまたカウントされる(3.1.5.4 参照)
3.1.2.10	成功した要求 (Successful request)		ウェブサーバのログの場合、成功した要求は、NCSA が規定した特定のリターンコードを持つものである
3.1.3	ページの出所(Source of Page)		
3.1.3.1	ベンダーサーバからの直接送信 (Direct from vendor's server)		利用者へのコンテンツの送信はベンダー独自のサービス/サイトからであり、利用者はそこに直接アクセスできる
3.1.3.2	アグリゲータからの直接送信 (Direct from an aggregator)		利用者へのコンテンツの送信は仲介業者(ゲートウェイはまたホストである)からであり、出版者のコンテンツは仲介業者が独自に蓄積している。ゲートウェイは顧客に対する直接のフルテキスト要求の利用データの記録と提

			<p>供に責任があり、また、契約で認められている場合は、ベンダーに対する要求も含まれる（この場合、ベンダーは顧客にベンダーが直接送信したコンテンツの利用記録に対して「ゲートウェイ」の利用数値を追加できない）</p>
3.1.3.3	<p>アグリゲータもしくはゲートウェイからの回送 (Referral from an aggregator or gateway)</p>		<p>送信には要求されたコンテンツに対してゲートウェイのサイトからベンダーサイトにゲートウェイが送ったエンドユーザ[の要求]が含まれる。ベンダーは顧客に対してフルテキスト利用統計の記録と提供に責任がある。ゲートウェイはまた顧客に対して利用統計を提供することができる。しかし、ゲートウェイは顧客に対するフルテキストの直接送信と区分して報告しなければならない。</p>
3.1.3.4	<p>ゲートウェイ経由(Via a gateway)</p>		<p>ゲートウェイ経由でのコンテンツの送信で、出版者からのコンテンツへの要求はゲートウェイサービスの中で利用者に送信される。顧客に対する利用統計の収集と提供の責任は、上記 3.1.3.2 と同じである。</p>
3.1.3.5	<p>アグリゲータもしくはゲートウェイへの回送 (Referral to an aggregator or gateway)</p>		<p>この場合、索引サービスまたは抄録サービスは顧客をフルテキストのゲートウェイに指示する。この場合、上記の 3.1.3.2、3.1.3.3、3.1.3.4 のいずれかのシナリオによって送信される。また、顧客に対する利用統計の記録と提供は各シナリオで特定されている。</p>
3.1.4	<p>利用者認証方法 (How</p>		

	user is authenticated)		
3.1.4.1	利用者名およびパスワード (Username and password)		定義は不要
3.1.4.2	IP アドレス(IP address)	基本サービスによって確認される本来のエンドユーザの IP またはプロキシ IP。これはユーザ認証が IP アドレス経由でない場合でも常に記録される。	セッションが実行されるコンピュータの IP アドレス
3.1.4.3	回送サービスによって認証された利用者 (Customer-authenticated user)	URL の参照 , Athens	利用者認証はオンライン情報資源に対する独自の利用者アクセスを認める、オンライン情報資源に対する契約を結んでいる参照サービスによって提供される。
3.1.5	アクセス権利 (Access rights)		ベンダーのオンラインコレクションまたはデータベースを利用する権利で、法律、ライセンスまたは他の契約上の合意および協力上の合意またはいずれか一方によって規定されている (NISO)
3.1.5.1	アクセス認可 (Access granted)	Yes/no	利用者はオンラインコレクション、データベースまたはそれらの一部に対するアクセスを認可されている。アクセス権利の条件はベンダーとの契約書の中で特定されている
3.1.5.2	セッション(Session)		オンラインサービスでの成功した要求。利用者活動の一つのサイクルであり、典型的なものは、利用者によるサービスまたはデータベースの接続に始まり、活動の明示的 (サービスを exit または logout により離れる) または暗示的 (利用者の無応答によるタイム

			アウト)の打ち切りで終了する (NISO)
3.1.5.3	タイムアウト(Timeout)		利用者からの応答が一定期間ない場合に自動でセッションを打ち切ること。タイムアウトの平均的な時間設定は30分とする。別のタイムアウトの期間が使用された場合はこれを報告しなければならない(NISO)
3.1.5.4	アクセス拒否(Turnaway, Rejected session)		同時ユーザアクセス数の制限を越えたことによる電子サービスに対する成功しなかったログイン(アクセス)

3.2	セッション・データ (Session data)		
3.2.1	セッション開始時間 (Start time)	Yyyy-mm-dd-mn-ss	利用者のセッションが始まる(最初のログインまたは利用者認証)時刻を直近の秒まで協定世界時(UTC、以前はGMT)により記録する。
3.2.2	セッション終了時間 (End time)	Yyyy-mm-dd-mn-ss	利用者のセッションが終わるかタイムアウトする時刻を直近の秒まで協定世界時(UTC、以前はGMT)により記録する。
3.2.3	セッション継続時間 (Duration)		利用者のセッションが継続した時間を直近の秒まで記録する。
3.2.4	利用総数(Total Activity)		セッション当たりのアイテムの閲覧またはダウンロードの総数

3.3	マーケット関連要素 (Market elements)		
3.3.1	購読者(Subscriber)		ベンダーにその特定の範囲のサービスおよび予め定められた期間のコンテンツまたはそのいずれか一方のアクセスのために前

			払を行う個人または機関。契約条件はベンダーと協議の上合意される
3.3.2	利用権取得者(Licensee)		購読者と同じ(上記 3.3.1 を参照)
3.3.3	コンソーシアム (Consortium)	Ohiolink	機関またはユーザがそれを通すことによってオンラインアクセスを獲得するコンソーシアム。コンソーシアムは特定のグループ(例: 機関)を示す IP アドレスの帯域で規定される。
3.3.4	コンソーシアム参加機関 (Consortium member)	Ohio State University	コンソーシアムの一部としてオンライン情報資源へのアクセスをその利用者に獲得した大学、病院その他の機関。コンソーシアム参加機関はコンソーシアムに対する IP アドレス帯域の一部として規定される。
3.3.5	IP アドレス(IP address)		上記 3.1.4.2 を参照
3.3.6	利用者(User)		オンライン情報資源へのアクセス権利を持つ個人で、通常はその権利は所属機関から付与され、セッションが実行できる
3.3.7	機関内利用 (Onsite usage)		オンライン情報資源のアクセスに利用されるコンピュータが機関の施設またはキャンパス内にあるもの (EBSCO)
3.3.8	機関外利用 (Remote usage)		利用されるコンピュータがキャンパス外または機関の所有物から離れているもの。例えばユーザによる自宅からのアクセス

4 . 利用レポート

この章では、COUNTER 利用レポートを紹介し、これらのレポートが「COUNTER 遵守」の指定を受けるために必要とされる、内容、フォーマットおよび送付の仕様について記述する。

注:

- 3章で定義されている用語については、強調表示されている。強調表示された用語をクリックすれば、その定義を参照することができる。
- レベル1は、利用レポートが「COUNTER 遵守(第1レベル)」の指定を受けるために、ベンダーが提供しなければならない最低レベルの報告である。
- レベル2は、顧客により多くの情報を提供する、一層詳細なレベルの COUNTER 遵守報告である。現時点でベンダーがこれらの報告レポートを顧客に提供できる場合には、進んで提供してほしい。そうすれば、「COUNTER 遵守(第2レベル)」の指定を受けることができる。

4.1 利用レポート: 第1レベル

4.1.1 COUNTER 第1レベル遵守の認定を得るために、ベンダーが提供しなければならない4つの利用レポートを以下に示す。

雑誌レポート 1: 月別および雑誌別の成功した論文フルテキスト要求数

(雑誌の完全名、印刷版 ISSN およびオンライン版 ISSN が列挙されている)

	印刷版 ISSN	オンライ版 ISSN	2001年 1月	2001年 2月	2001年 3月	当暦年の現在 までの累計
全雑誌合計			6637	8732	7550	45897
Journal of AA	1212-3131	3225-3123	456	521	665	4532
Journal of BB	9821-3361	2312-8751	203	251	275	3465
Journal of CC	2464-2121	0154-1521	0	0	0	0
Journal of DD	5355-5444	0165-5542	203	251	275	2978

注

1. レポートに含まれる雑誌の数は月ごとに变化する可能性があるため、「全雑誌合計」行は、表の残りの部分を乱すことなく切り離すことができるように表の最上行に置くこと。
2. 全ての月の論文フルテキスト要求数がゼロ件であった雑誌も雑誌レポート 1 に含めなければならない。

上記のレポートは、利用データの収集と報告に関する COUNTER 実務指針を遵守している。使用されている用語の定義については、3章を参照すること。

雑誌レポート 2: 月別および雑誌別のアクセス拒否数

(完全な雑誌名、印刷版 ISSN およびオンライン版 ISSN が列挙されている)

このレポートは、利用者アクセスモデルが最大同時利用者数に基づいている場合にのみ適用される。

	印刷版 ISSN	オンライン版 ISSN	ページ タイプ	2001年 1月	2001年 2月	2001年 3月	当暦年の現在 までの累計
フルテキスト・ アクセス拒否数 合計				453	233	318	4765
Journal of AA	1212-3131	3225-3123	フルテキ スト・アク セス拒否 数	23	40	12	342
Journal of BB	9821-3361	2312-8751	フルテキ スト・アク セス拒否 数	18	20	16	287

上記のレポートは、利用データの収集と報告に関する COUNTER 実務指針を遵守している。使用されている用語の定義については、3章を参照すること。

データベースレポート 1: 月別およびデータベース別の総検索数および総セッション数

		2001年 1月	2001年 2月	2001年 3月	当暦年の現在ま での累計
Database AA	実行検索数	2322	2520	2742	29878
Database AA	セッション数	1821	1929	2211	27654
Database BB	実行検索数	3466	3210	4459	36543
Database BB	セッション数	1987	2200	2544	24209

上記のレポートは、利用データの収集と報告に関する COUNTER 実務指針を遵守してい

る。使用されている用語の定義については、3章を参照すること。

データベースレポート 2: 月別およびデータベース別のアクセス拒否数

このレポートは、利用者アクセスモデルが最大同時利用者数に基づいている場合にのみ適用される。

		2001年 1月	2001年 2月	2001年 3月	当暦年の現在ま での累計
全データベースのデータ ベースレコード・アクセ ス拒否数合計	データベースレコ ード・アクセス拒 否数	453	233	318	2435
Database AA	データベースレコ ード・アクセス拒 否数	23	40	12	60
Database BB	データベースレコ ード・アクセス拒 否数	18	20	16	82

上記のレポートは、利用データの収集と報告に関する COUNTER 実務指針を遵守している。使用されている用語の定義については、3章を参照すること。

データベースレポート 3: 月別およびサービス別の合計検索数および合計セッション数

		2001年1月	2001年2月	2001年3月	当暦年の現在ま での累計
サービス合計	実行検索数	16567	18643	20987	80654
サービス合計	セッション数	12007	12677	13003	65487

上記のレポートは、利用データの収集と報告に関する COUNTER 実務指針を遵守している。使用されている用語の定義については、3章を参照すること。

4.2 利用レポートにおける顧客の種類

ベンダーのサイトに対する顧客のアカウント、アクセスおよび資格は、いくつかの異なる方式によって組織化されているが、IP アドレスもしくは利用者名/パスワードによる方式が最も一般的である。

ベンダーは、顧客に対して、コンソーシアム全体、コンソーシアム参加機関、研究所もしくは学科レベルといった、さまざまなレベルの利用レポートを作成する機能を提供しなければならない。

注: 特定の IP アドレス（プロキシサーバの場合を除く）に対する利用レポートについては、常に要求できるとは限らない。なぜならば、個人情報保護法に抵触するおそれがあるからである。この点に関する例外は、不正利用（例えば、単一の IP アドレスが発信元と考えられるクローラーやスパイダーの使用）の場合である。このケースでは、顧客が不正利用に対処できるように、ベンダーは特定の IP アドレスに対するレポートを提供することができる。

4.3 レポートの送付

レポートの送付は、以下のリリース 1 の標準に遵守しなければならない。

- レポートは、CSV ファイル、マイクロソフト・エクセルファイル、マイクロソフト・エクセルに容易にエクスポートできるファイルのいずれかの形式で送付しなければならない。
- レポートは、パスワードで管理されたウェブサイト上で利用できるようにすべきである。（データが更新された場合は、電子メールによる通知をあわせて行うこと。）
- レポートは、少なくとも月 1 回提供しなければならない。
- データは、レポート対象期間の終了後 2 週間以内に更新しなければならない。
- 前暦年と当暦年の現在までの全てのデータを供給しなければならない。

4.4 レポートのタイプ: 第 2 レベル

COUNTER リリース 1 に遵守するためには必須ではないが、今後のリリースでは要求されることになる 2 つのレポートの例を以下に掲載する。現時点で対応可能なベンダーは、進んでこれらのレポートを提供してもらいたい。

雑誌レポート 3: 月別、雑誌別、およびページタイプ別の成功したアイテム要求数とアクセス拒否数

(完全な雑誌名、印刷版 ISSN およびオンライン版 ISSN が列挙されている)

雑誌名	印刷版 ISSN	オンライン版 ISSN	ページタイプ	2001年 1月	2001年 2月	2001年 3月	当暦年の現 在までの累 計
Journal of AA	1212- 3131	3225- 3123	目次	732	806	676	3543
Journal of AA	1212- 3131	3225- 3123	抄録	1032	1140	1020	6896
Journal of AA	1212- 3131	3225- 3123	引用文献	543	322	567	4002
Journal of AA	1212- 3131	3225- 3123	フルテキスト Postscript 要求数	444	365	432	3987
Journal of AA	1212- 3131	3225- 3123	フルテキスト PDF 要求数	621	670	598	4657
Journal of AA	1212-31 31	3225- 3123	フルテキスト HTML 要求数	322	420	543	4433
Journal of AA	1212-31 31	3225- 3123	フルテキスト 総要求数	943	1090	888	5021
Journal of AA	1212-31 31	3225- 3123	フルテキスト PDF アクセス拒否数	23	40	32	186
Journal of AA	1212-31 31	3225- 3123	フルテキスト HTML アクセス拒否数	10	21	18	102
Journal of BB	9821-33 61	0154- 1521	目次	220	300	346	1809
Journal of BB	9821-33 61	0154- 1521	抄録	180	202	154	990
全雑誌合計			目次	66322	70312	81554	400980
全雑誌合計			抄録	54126	46005	55265	267980
全雑誌合計			引用文献	4532	3987	5473	34876

全雑誌合計			フルテキスト Postscript 要求数	11345	10947	12534	66007
全雑誌合計			フルテキスト PDF 要求数	32112	34554	38221	224623
全雑誌合計			フルテキスト HTML 要求数	22500	24000	19500	107841
全雑誌合計			フルテキスト総要求数	54612	58554	57721	394532
全雑誌合計			フルテキスト PDF アクセス拒否数	3221	4112	2113	8765
全雑誌合計			フルテキスト HTML アクセス拒否数	1123	1321	1511	6453

上記のレポートは、利用データの収集と報告に関する COUNTER 実務指針を遵守している。
使用されている用語の定義については、3 章を参照すること。

雑誌レポート 4: 月別およびサービス別の総検索実行数

(このレポートは、保存された検索、修正された検索、および結果がゼロ件の検索を含む)

		2001 年 1 月	2001 年 2 月	2001 年 3 月	当暦年の現在 までの累計
Collection AA	実行検索数	2322	2520	2742	8006
Collection BB	Searches Run	1588	1322	1643	6998

上記のレポートは、利用データの収集と報告に関する COUNTER 実務指針を遵守している。
使用されている用語の定義については、3 章を参照すること。

4.5 レポートの送付

過去 2 暦年および現暦年の現在までの全データの提供が義務付けられている点を除き、
レベル 1 (上記 4.3 章) と同様である。

5. データ処理

ベンダー / 仲業者が、顧客に送付する利用レポートのために収集した利用データは、

意図した利用のみが記録され、利用者が意図していない要求はすべて除去されているという基本要件を満たしていなければならない。

利用記録が生成される方法はプラットフォームによって異なり得るので、データをきれいにするために使われる、想定し得るすべてのフィルターを書き出すことは実際的ではない。

そのため、この実務指針は、報告書を作成するために利用されるデータが満たすべき要件のみを明記する。

利用データはコンテンツを保持しているウェブサーバにより(ログファイル)、あるいは、いわゆる「キー・イベント」の利用情報をコンテンツが保持されているデータベースに蓄積することにより生成することができる。

要件

成功した有効な要求のみを数えるべきである。ウェブサーバのログファイルでは、成功した要求には特定のリターンコードが付加されている。リターンコードの標準はNCSAが規定し、維持管理している。[\(http://archive.ncsa.uiuc.edu/edu/trg/webstats/\)](http://archive.ncsa.uiuc.edu/edu/trg/webstats/)

- a. キー・イベントが使われる場合、その定義はNCSAの標準に適合していなければならない。
- b. リクエストされたページと同時にサーバが生成したレコード(画像、gif画像、スタイルシート(.css))は無視しなければならない。
- c. 内部利用は除去されなければならない。
- d. 利用者が一つのhttpリンクを2重にクリックするのはすべて1回のリクエストとしてカウントしなければならない。
2重クリック発生のタイムウィンドウは、最初と2度目のマウスクリックの間の時間を**10秒**にセットしなければならない。

2重クリックがまったく同じ利用者のものであることを確認するには、多くの選択肢がある。

1. 利用者のIPアドレスだけが記録されている場合、そのIPが2重クリックをトレースするフィールドと見なすべきである。
2. セッション・クッキーが導入され、記録されている場合は、2重クリックをトレースするためセッション・クッキーを使うべきである。
3. ユーザ・クッキーが利用でき、記録されている場合は、2重クリックをトレースするためユーザ・クッキーを使うべきである。
4. 登録利用者のユーザ名が記録されている場合は、2重クリックをトレースするためにこのユーザ名を使うべきである。

上の選択肢の1から4へ進むにつれ2重クリックを除外するための信頼性のレベルが増してゆく。選択肢1は精度のレベルが最も低く（またベンダーの見地からは、結果的に過小な報告につながるかもしれない）、選択肢4の結果が最良である。

e. PDFの画面表示はHTMLページよりも時間がかかる。そのため、全く同一のIP/利用者名/セッション・クッキーあるいはユーザ・クッキーによる全く同一のpdfのリクエストは、その複数のリクエストが30秒のタイムウィンドウの間に生じた場合、1つのリクエストとしてカウントしなければならない。こうした多重リクエストは、利用者がデスクトップで「更新」や「戻る」ボタンを押すことでも生じ得る。

6. 検査

前の4章、5章で記述した利用レポートと処理の妥当性を確認するには検査が必要であるし、それはCOUNTER実務指針の不可欠の部分になる。実務指針リリース1の公表時点(2002年12月)では詳細な検査要件は開発中であり、2003年12月までにそれを実務指針に組み込む計画である。一方、2003年中にCOUNTER遵守の指定を受けたいベンダーには、COUNTER事務局が一連の利用レポートにアクセスできるようにし、報告書と提供されたデータがCOUNTER実務指針の仕様に従っていることを述べた申告書に署名することが求められる。次の7章を参照すること。

7. 遵守

7.1 予定および手続

2004年1月からは、COUNTER遵守のベンダーは、報告書に含まれるデータを内部生成する過程だけでなく、COUNTERが承認した独立した検査員が検査した利用レポートを用意することも求められる。この実務指針を早い時期に採用する立場にあるベンダーには、そうしてもらいたい。

COUNTER遵守の利用レポートを提供しているベンダー名簿は、COUNTER事務局が維持管理し、COUNTERのウェブサイトに掲載する。2003年は、利用レポートとベンダーが顧客に提供するその他の利用データがCOUNTERを遵守していることを述べたCOUNTER遵守の申告書(付録A)にサインしてCOUNTER事務局に提出することで、ベンダーはCOUNTER遵守のベンダー名簿への掲載を申請することができる。2004年の1月からは、COUNTER遵守の状態を

保ち続けるため、利用レポートとデータが実際に COUNTER 遵守であること保証する、独立の、COUNTER が承認した検査機関の報告書がこの申告書に添えられていなければならない。COUNTER が承認した検査機関のリストは、COUNTER のウェブサイトに掲載する。

署名済みの申告書は、COUNTER 事務局に送付されなければならない。

7.2 ライセンス契約

COUNTER 実務指針が広い範囲で用いられるようにするため、2003 年 12 月から顧客には、次の条項をベンダーとのライセンス契約書に含めることが求められる。

「ライセンサーは、ライセンシーに、この契約中に含まれる雑誌とデータベースのオンライン利用をカバーする利用統計が提供されることを確認する。ライセンサーはさらに、こうした利用統計が、収集されたデータ要素とその定義、データ処理のガイドライン、利用レポートの内容、フォーマット、頻度、配布方法を含む COUNTER 実務指針の仕様を遵守していることを確認する」

7.3 アグリゲータ、ゲートウェイおよびホスト

オンライン検索の多く、恐らく大部分は、探しているアイテムの本来のベンダーのサイト上でよりも、ゲートウェイやアグリゲータを用いて行われる。このことは、意味ある利用統計収集にとって特別な課題を提示している。実務指針の 3 章は、仲介のアグリゲータやゲートウェイが関与している場合に、利用統計を記録し、供給する責任がどこにあるかを明記している（3 章、表 1 の 3.1.3.1、3.1.3.2、3.1.3.3、3.1.3.4、3.1.3.5 参照）。そこで定義された 5 つのシナリオは、要求されたページを顧客に配布する規約を記述している。

- ・ベンダーサーバからの直接送信
- ・アグリゲータサーバから直接送信
- ・アグリゲータもしくはゲートウェイからの回送
- ・ゲートウェイ経由
- ・アグリゲータもしくはゲートウェイへの回送

7.4 利用者の秘密保持

7.4.1 プライバシーおよび利用者の秘密保持

個々の利用者の情報を明らかにするような統計レポートやデータは、個々の利用者やコンソーシアム、参加機関の承諾なしにベンダーが公開したり販売したりしてはならない（ICOLC ウェブベースの情報資源利用に関する統計的測定のためのガイドライン、2001年12月）

7.4.2 機関またはコンソーシアムの機密保持

ベンダーは、コンソーシアム管理者や他の参加機関に対する場合を除き、特定機関やコンソーシアムの利用統計の情報を許可なしに公開したり販売したりする権利を有しない。機関やコンソーシアムのデータを、比較の目的で、類似機関の集合的グループの一部として用いるのには、特定の機関やコンソーシアムが同定されない限り事前の許可は必要ない。契約上必要な場合には、ベンダーは機関の利用データをコンテンツ提供者に供給することができる（ICOLC ウェブベースの情報資源利用に関する統計的測定のためのガイドライン、2001年12月）

8. 他の規格、規約および実務指針への参照

COUNTER は利用統計に関連している他の多くの既存のイニシアチブや標準の作業に依拠してきた。それらの中で最も関係が深いのは次のものである。

・ARL 新尺度イニシアチブ

これは、組織にとって重要な領域で図書館が成果/インパクトを示すことに対する要求の増大、資源を最大化することに対する圧力の増大、という二つのニーズに応えるために設置された。特に関心が寄せられているのは、電子資源の利用と価値に関するデータを定義し収集する可能性を探求しようとしている、このイニシアチブの E-metrics 部分に関連した仕事である。これは COUNTER にとって役に立つ背景を設定している。ARL の E-metrics プロジェクトに関するさらに詳しい情報は、www.arl.org/stats/newmeas/newmeas.html にある。

・ICOLC ウェブベースの情報資源利用に関する統計的測定のためのガイドライン¹⁾

国際図書館コンソーシアム連合（ICOLC）は、一連のガイドラインを作成し、2001年に改訂しているが、そこでは、利用データの一連の最低要件を明記し、さらに、プライバシー、機密性、アクセス、配布と報告書のフォーマットに関するガイダンスも提供している。ICOLC のガイドラインは特に COUNTER と関係が深い。さらに詳しい情報は、

www.library.yale.edu/consortia/2001webstats.htmlにある。

・ **図書館と NISO Z39.7 標準のためのパフォーマンス尺度と統計に関する NISO フォーラム**

NISO 標準の多くの側面が COUNTER と関係している。詳しい情報は、www.niso.org を参照すること。

訳注：1)日本語訳が『大学図書館協力ニュース』22(6), p.5-6(2002.3)に掲載されている。

9 . COUNTER の管理方式

COUNTER は英国の株式公開会社として法人格を取得している。法的責任は理事会にあり、国際諮問委員会が支援する執行委員会が全体的な経営とプロジェクトの方向性に責任を持っている。特定の責任は、執行委員会により、COUNTER の日常の運営に責任を持つプロジェクト管理者に委任されている（付録 B を参照）。

10 . COUNTER 実務指針の維持管理と開発

実務指針の開発と維持管理に関する全面的な責任は、COUNTER 執行委員会にある。実務指針の範囲をさらに広範なコンテンツにまで拡張するような新しいリリースは年に 1 回以内とする。

COUNTER 執行委員会は実務指針に関するコメントを歓迎する。コメントは、プロジェクト管理者（www.projectCounter.org）へ e-mail で転送される。実務指針リリース 1 へのコメントは、2003 年の 1 月から 12 月までの 1 ヶ年受付ける予定である。

コメントを提供する場合、次のガイドラインに従うものとする。

- ・ 実務指針の中の関連する章をできる限り特定できるように明確に示すこと
- ・ 実務指針に追加を提案する箇所があれば、現在のバージョンのどの章に追加するのが望ましいかを指示すること

付録

付録 A : COUNTER 遵守についてのベンダーの申告書

付録 B : COUNTER の組織構造

COUNTER 実務指針(Code of Practice)

リリース 1

付録 A

COUNTER 遵守についてのベンダー/アグリゲータ/ゲートウェイの申告書

我々<ベンダー/アグリゲータ/ゲートウェイ名>（「弊社」）は、ここに下記の条項を確認する。

1. 弊社より顧客に提供する「COUNTER 遵守」を要求されたオンライン統計レポートは、COUNTER 実務指針リリース 1 に従うものとする。
< COUNTER 遵守レポート、「雑誌レポート 1」その他 を列挙する >
2. 上記 1. の統計レポートに含まれない利用統計を供給する場合でも COUNTER 実務指針で定義された用語を使用する。弊社の使用する用語定義は COUNTER 実務指針で定義されたものに従うこととする。
3. この署名された申告書が COUNTER 事務局で受領されれば、弊社は 2003 年の COUNTER 遵守の利用レポートを提供しているベンダー名簿に掲載されることになる。
4. 2003 年以降は COUNTER 遵守を維持する。弊社より顧客に提供する統計レポートは、COUNTER が規定した標準並びに COUNTER の認めた外部検査機関により検査されるものとする。

署名：

氏名：

<ベンダー/アグリゲータ/ゲートウェイ名> を代表して。

この署名された申告書は Fax または e-mail により COUNTER に送付される。

Fax: +44 (0)131 558 8478

Mail: COUNTER, PO Box 23544, Edinburgh EH3 6YY, United Kingdom

COUNTER 実務指針(Code of Practice)

リリース 1

付録 B

COUNTER の組織構造

COUNTER の運営と指揮の責任はすべて執行委員会にある。執行委員会委員長はOxford大学出版局のRichard Gedyeである。日常管理に関しては、プロジェクト管理者のPeter Shepherdに委任されている。

国際諮問委員会評議会のメンバーは、出版、図書館、および仲介業各界の先導的な専門家から構成され、プロジェクトの方向性に助言と支援を与える。

執行委員会と国際諮問委員会のメンバーは以下のとおりである。

執行委員会

Richard Gedye	Oxford University Press, UK (Chair)
Marthyn Borghuis	Elsevier Science, The Netherlands
Roger Brown	GlaxoSmithKline, UK
Christine Fyfe	University of Leicester, UK
David Goodman	Princeton University, USA
Timo Hannay	Nature Publishing Group, UK
Arnold Hirshon	Nelinet, USA
Terry Hulbert	Institute of Physics Publishing, UK
Tony Kidd	University of Glasgow, UK
Jack Ochs	American Chemical Society, USA
Oliver Pesch	EBSCO, USA
Peter Shepherd	(Project Director), UK
Hazel Woodward	Cranfield University, UK

国際諮問委員会

Christine Baldwin	Information Design & Management, UK
Frances Boyle	Oxford University, UK
Andrew Braid	British Library, UK
Michael Butterfield	BMJ Group, UK
Diane Costello	CAUL, Australia
Jill Cousins	Blackwell Publishing, UK
Denise Davis	Oregon State University, USA
Lorraine Estelle	JISC, UK
Mary Fugle	Lippincott Williams & Wilkins, USA
Kristen Garlock	JSTOR, USA
Brian Green	BIC/EDItEUR, UK
Tony Hammond	Harcourt Publishers, UK
Pat Harris	NISO, USA
Mike Hoover	ProQuest, USA
Heather Joseph	BioOne, USA
Kornelia Junge	Wiley, USA
Barbara Lange	AAP/PSP, USA
Judy Luther	Informed Strategies, USA
Lex Lefebvre	STM, The Netherlands
Ross MacIntyre	University of Manchester, UK
Alison McNab	University of Nottingham, UK
Liz McNaughton	Divine/ICEDIS, UK
Tim Martin	OCLC, USA
Kirsty Meddings	Ingenta, UK
Robert Molyneux	NCLIS, USA
Sally Morris	ALPSP, UK
James Mouw	University of Chicago, USA
Henning Nielsen	Novo Nordisk, Denmark
Lynn Norris	EduServ, UK
Jill O'Neill	NFAIS, USA
Chris Parker	CABI, UK
Norman Paskin	DOI, UK
John Sack	HighWire Press, USA
Sherrie Schmidt	ARL, USA
Graham Taylor	Publishers' Association, UK
Jill Taylor-Roe	University of Newcastle, UK

Rollo Turner

Syun Tutyia

Alicia Wise

ASA, UK

Chiba University, Japan

JISC/DNER, UK